

社会福祉法人清心会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人清心会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

(報酬)

第3条 役員等の報酬の総額は、定款第22条の規定に基づき、各年度の総額が20,000,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に報酬を別表1のとおり費用を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 通勤手当については、＜職員給与規程第13条＞の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(2) 報酬については、毎月 25 日とする。ただしその日が休日に当たるときは、職員給与規程第 5 条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支払うか、会議後の職員給与支給日にこれを支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときは、その金額を控除して支給する。

(公 表)

第 7 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

〈別表 1〉

常勤役員

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円
理事	月額 600,000 円

非常勤役員

理事・監事・評議員	報酬の額
会議への出席	日額 10,000 円